

平成30年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成30年3月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平成30年2月13日
件 名	たばこ規制枠組条約に関する意見書の提出を求める請願		
提 出 者	坂 田 仲 市		
紹 介 議 員	宮川金彦 深谷恵子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>予防可能な、喫煙による甚大な健康被害の拡大に対して、たばこ対策をするために策定された、「たばこ規制枠組条約」が2003年に世界保健総会において成立し、各国の批准を経て2005年2月27日に条約として発効された。</p> <p>条約は、受動喫煙の防止、たばこの消費を減らすために増税によるたばこ価格の値上げ、たばこ産業によるたばこの広告、販売促進及びスポンサーシップの禁止など広い範囲に関して定められている。</p> <p>諸外国においては、条約発効以前からたばこ対策を実施していた国もあるが、多くの国は条約発効を機に熱心に対策が行われている。</p> <p>しかし、日本だけは、たばこ税は低く抑えられていて、今では外国の半分以下の価格になっており、そのために喫煙率も高い。また、たばこ産業の広告、販売促進及びスポンサーシップは規制されていない。</p> <p>受動喫煙防止の法律はなく、WHOが2014年に代表的な8種類の公共の場所での喫煙対策について調査した結果、すべての場所が完全禁煙になっているのは49か国だったのに対して、日本では禁煙になっている場所はゼロだった。この結果から日本は、WHOから世界最低レベルの判定をいただいた。</p> <p>国立がんセンターの発表によれば、受動喫煙によって死亡している人が毎年15,000人以上いるということである。</p> <p>このような世界に悪名高い日本である。国民の健康をたばこの害から守るために早急に「たばこ規制枠組条約」を遵守してほしい。</p> <p>注：「たばこ規制枠組条約」は通称です。</p> <p>外務省は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」としています。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>WHO（世界保健機関）制定の「たばこ規制枠組条約」遵守の意見書提出を求める。</p>		